

令和8年8月19日

課名 農林水産局ため池・農地防災担当

担当者 課長 中村

内線 3659

県営ため池等整備事業小野池地区堤体補強工事における 工事請負契約の変更について

1 要旨・目的

「県営ため池等整備事業小野池地区堤体補強工事」について、堤体盛土工事に必要な期間を確保するため、工期の変更を行う。

2 現状・背景

当該ため池は、診断の結果、現況の堤体では地震時の安全性を満足しないことが判明したため、令和6年度から、ため池貯水池内の堆積土（泥土）を改良した材料で盛土による補強工事を実施している。

※ なお、当該工事は、以前に、工事実施時に行う各種試験の結果に伴い、堆積土を改良するための固化材添加量や、地盤改良する土量が増加等したため、請負金額を変更している（令和8年2月定例会において議決済）。

3 概要

(1) 対象者（請負者）

シンクコンストラクション株式会社

(2) 事業内容（工事概要）

ア 工 事 名：県営ため池等整備事業小野池地区堤体補強工事

イ 工事場所：東広島市志和町

ウ 工事内容：堤体補強工事 1式

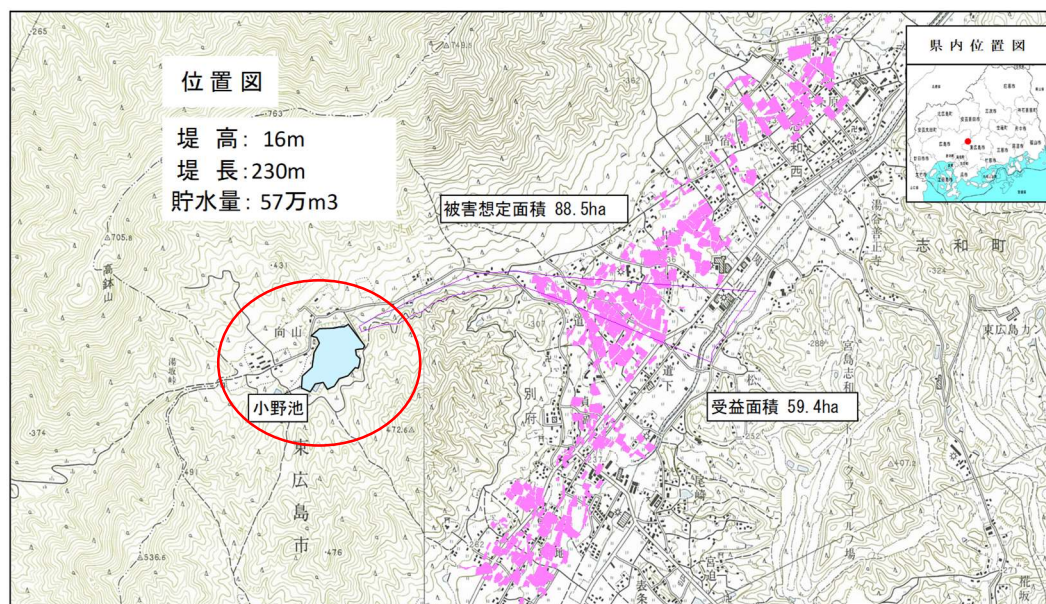
エ 請負金額：653,530,900円（税込）

オ 工 期：現 契 約 令和6年7月15日から令和8年11月10日

変更契約 令和6年7月15日から令和9年3月12日

（延長工期 約4か月）

○ 位置図

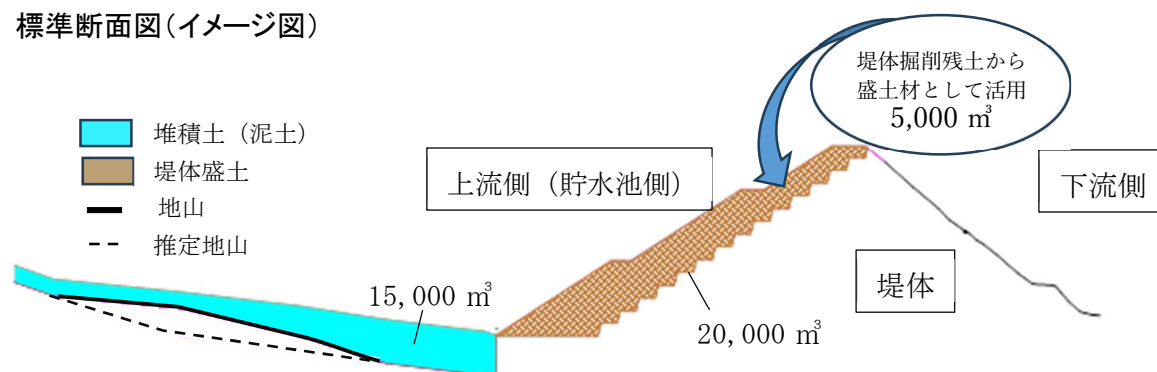


4 工期変更理由

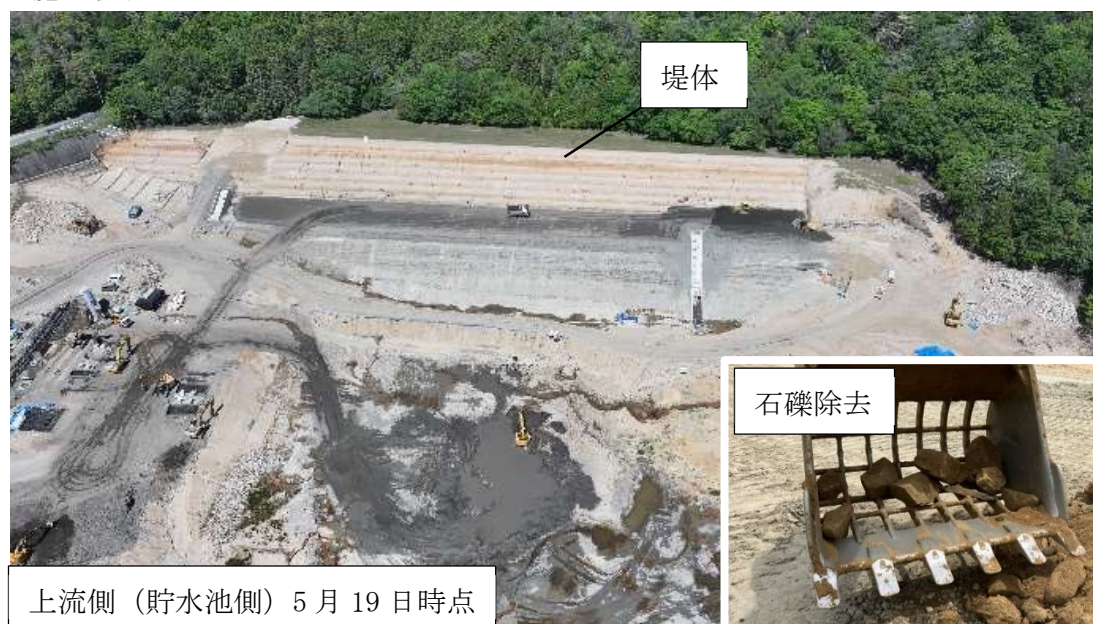
- ア 堤体工事について、石礫を多く含む旧堤体を掘削し処分した上で、ため池の堆積土（泥土）を固化材により改良し、盛土を行う予定としていた。
- イ 工事着手時（R6）に堆積土（泥土）の土量調査を実施し、掘削を進めていたところ、この度（R8）、想定より高い位置で地山が出現したため、堤体の盛土材として流用する堆積土（泥土）が不足することが判明した。
- ウ 旧堤体の掘削残土について、土質試験の結果、石礫を除去し、固化材により改良することで堤体の盛土材への活用が可能であることが確認できたため、使用することとした。
- エ このため、石礫除去等に必要な期間として、工期を約4か月間延長する。
- ※ 来年度の営農に向けては、貯水開始時期（11月末）に、営農に最低限必要な貯水ができる高さまでの盛土工事は完了するため、工期延期による影響はない。

区 分		内 容	
堤体に使用する盛土材の必要量			20,000m ³
確保 方法	着手時（R 6）	堆積土からの流用	20,000m ³
	変更後（R 8）	堆積土からの流用	15,000m ³
		堤体掘削残土の活用	5,000m ³

○ 標準断面図(イメージ図)



○ 施工状況



5 スケジュール

令和8年9月定例会で請負契約の変更議案を提案するため、令和8年7月13日に仮契約を行っており、議会承認後に本契約を行う。